

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

【目次】

【資料 1】	大阪河崎リハビリテーション大学 認知予備力研究センター規程.....	2
【資料 2】	英文学術誌「Cognition & Rehabilitation」(表紙・目次)	6
【資料 3】	第 3 次大阪府健康増進計画 (概要)	8
【資料 4】	ディプロマ・ポリシー.....	9
【資料 5】	大阪河崎リハビリテーション大学大学院 長期履修規程 (案)	10
【資料 6】	カリキュラム・ポリシー.....	13
【資料 7】	履修モデル.....	14
【資料 8】	大阪河崎リハビリテーション大学 研究倫理審査委員会規程.....	17
【資料 9】	大阪河崎リハビリテーション大学 研究倫理審査委員会規程実施細則.....	23
【資料 1 0】	第 14 条による教育方法の実施による研究科の時間割.....	39
【資料 1 1】	履修指導及び研究指導の方法・スケジュール	41
【資料 1 2】	研究計画書審査基準、論文審査基準及び最終試験基準.....	42
【資料 1 3】	リハビリテーション学部と認可申請専攻との関係図	45
【資料 1 4】	アドミッション・ポリシー.....	46
【資料 1 5】	大阪河崎リハビリテーション大学 教員定年規程	47
【資料 1 6】	大学院生研究員室見取り図.....	50
【資料 1 7】	教育用備品購入一覧 (開学前年度)	51
【資料 1 8】	購入予定図書・電子媒体資料一覧.....	53
【資料 1 9】	大阪河崎リハビリテーション大学 大学運営調整会議規程 (改正案)	56
【資料 2 0】	大阪河崎リハビリテーション大学 自己点検・評価委員会規程 (改正案)	60
【資料 2 1】	大阪河崎リハビリテーション大学 自己点検・評価実施要領.....	64
【資料 2 2】	大阪河崎リハビリテーション大学 過去 3 年の FD・SD 研修会の内容	67
【資料 2 3】	大阪河崎リハビリテーション大学 FD・SD 委員会規程 (改正案)	69

認知予備力研究センター規程

(平成 31 年 4 月 9 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学
認知予備力研究センター規程

平成 30 年 3 月 26 日
大学規程第 13 号

(設置)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）に、大阪河崎リハビリテーション大学認知予備力研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における認知機能研究の推進を図るとともに、認知予備力を解明し、認知症予防に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認知機能の維持・改善に関する研究の企画，調整及び統括
- (2) 認知予備力を解明する研究の企画，実施及び統括
- (3) 認知症予防プログラムの開発，実施及び統括
- (4) その他前 3 項に関連すること

(センター長)

第 4 条 センターにセンター長を置き，学長の推薦により，理事長が任命する。

2 センター長は，本学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長はセンターの管理運営を行うとともに，業務を統括する。

(組織)

第 5 条 センターに，センター長他次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 兼務する教員
- (2) その他必要と認める者

2 前項の職員は，センター長の推薦により，学長が任命する。

(運営委員会)

第 6 条 本学における認知症等の克服に向けた取組みに関する基本方針

及びセンターの運営に関して審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 専攻長
 - (4) センター長
 - (5) 各専攻から選ばれた者 若干名
 - (6) 総務課長
 - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第 5 号及び第 7 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会)

第 7 条 本学における認知機能及び認知予備力に関する研究並びに認知症予防プログラムについて意見を聞くとともに、進捗状況及び成果に関し評価を受けるため、外部有識者による評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 貝塚市福祉部高齢介護課の職員
 - (2) 認知症に関する見識を有する他大学の教員
 - (3) 認知症に関わる医療・看護・介護施設の職員
 - (4) センター長
- 3 前項第 1 号から第 3 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 評価委員会はセンター長が招集し、その議長となる。
- 5 評価委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第 8 条 センターに関する事務は、総務課において行う。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 7 日大学規程第 14 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 9 日大学規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する

ISSN 2436-1097

【資料 2】

COGNITION & REHABILITATION

Volume 1, Number 1, December 2020

Published by
Osaka Kawasaki Rehabilitation University

COGNITION & REHABILITATION

Volume 1, Number 1, December 2020

Table of Contents

FOREWORDS

Aiming for prosperous rehabilitation science	Masatoshi TAKEDA	1
--	------------------	---

MESSAGES

Congratulation on the first issue of "Cognition & Rehabilitation" as a pioneer in a new field of rehabilitation medicine.	Fumihito TAJIMA	2
In launching the English journal "Cognition & Rehabilitation" of Osaka Kawasaki Rehabilitation University	Tatsuhito KAWASAKI	3

ARTICLES

Cognitive reserve and cognitive rehabilitation	Masatoshi TAKEDA et al.	4
A report on the footsteps of 10 years and challenges in Hanwa community-based rehabilitation research group	Kumiko TERAYAMA and Toru FURUI	8
Clinical trials for Alzheimer disease and perspectives	Shinji TAGAMI et al.	12
Cytotoxicity of amyloid fibrils derived from hen lysozyme with different properties on SH-SY5Y and cytoprotective effect of <i>prunus mume</i> extracts	Ryohei KONO et al.	20
	Naotaka SHINFUKU and Masatoshi TAKEDA	27
Association between cognitive function and body composition in community-dwelling older women	Misa NAKAMURA et al.	35
a preliminary functional near-infrared spectroscopy study	Takayuki NAKAHACHI et al.	43
	Aoi ASHIZUKA and Fumie TAZAKI	56
	Fang-Chih Chiu et al.	61
Gait characteristics measured with a standard smartphone, muscle weakness, and benzodiazepine in chronic psychiatric patients: a preliminary study	Hideki KANEMOTO et al.	67
Program for rehabilitation of the chronic severe hemiparesis upper extremity of cerebral stroke survivors: application of purposeful activities and an electrical stimulation therapy program	Seigo MINAMI et al.	74
Behavioral interventions for reducing aggressive behavior of individuals with a brain injury	Kayo MATSUO	83
the nervous system	Katsuhiko YAMASAKI and Masatoshi TAKEDA	90
Rehabilitative and habilitative perspectives of exercise in treating major depressive disorder	Winston W. SHEN	102
Late-life depression and rehabilitation	Masatoshi TAKEDA et al.	112
COGNITION & REHABILITATION Author Guidelines		117



GREEN PRINTING JFPI
P-B10266

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。

『第 3 次大阪府健康増進計画』（概要）

1. 計画の基本的事項等【第 1 章・第 2 章】

- 趣旨・背景：急速に進む少子高齢化、大都市圏で唯一の人口減少への転換など、社会情勢の変化等を踏まえつつ、府民の健康寿命の延伸の実現に向けて、府民の健康状況と課題を把握し、その解決を図るための取組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。
- 計画の位置づけ：健康増進法第 8 条第 1 項に基づく都道府県計画。大阪府医療計画、大阪府食育推進計画、大阪府歯科口腔保健計画、大阪府がん対策推進計画、大阪府医療費適正化計画等との整合を図る。
- 計画期間：平成 30 年度(2018 年度)から平成 35 年度(2023 年度)（6 年間）
- 第 2 次計画（平成 25 年度から平成 29 年度）の評価（全指標 58 項目）：「目標値に達した」15 項目/「改善傾向」14 項目/「変わらない」18 項目/「悪化している」11 項目

2. 府民の健康をめぐる状況（「健康指標」からみた現状と課題）【第 3 章】

- ①「平均寿命・健康寿命」とも全国より短く、不健康期間の短縮が必要
 《平均寿命》(大阪) 男 80.23・女 86.73 (全国) 男 80.77・女 87.01
 《健康寿命》(大阪) 男 70.46・女 72.49 (全国) 男 71.19・女 74.21
- ②「健康格差（府内市町村間における健康寿命の差）」の縮小に向けて、市町村の健康課題に応じた効果的な取組みが必要
 《健康格差》男 4.6 歳・女 4.0 歳 *最も高い自治体と低い自治体の差
- ③「死因・介護の要因」は生活習慣と関わり深い疾患によるものが 5 割を超えており、生活習慣病等の発症と重症化を予防する取組みが必要
 《主要死因》がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病：5 割超
 《介護要因》高齢による衰弱・骨折・転倒、生活習慣病：約 6 割
- ④「病気やけが等による自覚症状（有訴者）」の割合は全国より高く、運動や休養等の生活習慣の改善が必要
 《有訴者の割合》(大阪) 31.75% (全国) 30.59% *主な症状：腰痛、肩こり
- ⑤「健康への関心」がある層の 7 割、関心がない層の約 4 割がメタボ予防・改善を継続的に実践。関心がない層や関心があっても実践できていない層に対し、具体的な健康行動への誘導を図ることが必要
- ⑥「特定健診受診率」は向上しているものの全国より低位。受診率等の向上を図り、疾患の早期発見・治療が必要
 《特定健診受診率》(大阪) 45.6% (全国) 50.1%

3. 基本的な考え方【第 4 章】・取組みと目標【第 5 章】・推進体制【第 6 章】

（基本理念） 全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～	（基本目標） ■健康寿命の延伸《2023 年度目標：2 歳以上延伸》 ■健康格差の縮小《2023 年度目標：市町村格差の縮小》	（基本方針） (1) 生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防 (2) ライフステージに応じた取組み (3) 府民の健康づくりを支える社会環境整備
---	--	---

具体的取組み		府民・行政等みんなでめざす目標	行政等が取り組む主な数値目標	現在値	2023 年度目標
1. 生活習慣病の予防（生活習慣の改善）	(1) ヘルスリテラシー ▼学校や大学、職場等における健康教育の推進 ▼女性のヘルスリテラシー向上 ▼中小企業における「健康経営」の普及	◇健康への関心度を高めます	●健康への関心度	87.4% [H27]	100%
	(2) 栄養・食生活 ▼大学や企業等との連携による食生活の改善 ▼「食育」など食生活の改善に向けた普及啓発	◇朝食欠食率を低くします	●朝食欠食率(20-30 歳代)	25.2% [H26]	15%以下
	(3) 身体活動・運動 ▼学校や大学、地域における運動・体力づくり ▼高齢者の運動機会の創出(フレイル予防に向けた運動プログラムの開発)	◇習慣的に運動に取り組む府民を増やします	●運動習慣のある者の割合	60.8% [H28]	67%
	(4) 休養・睡眠 ▼ライフステージに応じた睡眠・休養の充実（小・中・高校等において健全な生活リズムの形成を育む健康教育の充実）	◇睡眠による休養が十分とされている府民を増やします	●睡眠による休養が十分とされている者の割合	76.9% [H26]	85%以上
	(5) 飲酒 ▼適量飲酒の指導(医療保険者等との連携による特定健診の問診等における減酒指導の促進) ▼飲酒と健康に関する啓発・相談	◇生活習慣病のリスクを高める飲酒を減らします	●生活習慣病のリスクを高める量を飲酒者の割合(男/女)	17.7%/11.0% [H26]	13%/6.4%
	(6) 喫煙 ▼喫煙率の減少(母子手帳交付時等を活用した女性に対する禁煙指導の促進) ▼望まない受動喫煙の防止(受動喫煙のない環境づくり)	◇喫煙率を下げ、受動喫煙を減らします	●成人の喫煙率(男/女)	30.4%/10.7% [H28]	15%/5%
	(7) 歯と口の健康 ▼歯磨き習慣の促進(小・中・高等における健康教育の充実) ▼歯と口の健康に係る普及啓発(職域等における研修等の実施)	◇定期的に歯科健診を受ける府民の割合を増やします	●過去 1 年に歯科健診を受診した者の割合(20 歳以上)	51.4% [H28]	55%以上
	(8) こころの健康 ▼職域等におけるこころの健康サポート(中小企業におけるメンタルヘルス対策の推進) ▼地域におけるこころの健康づくり	◇過度のストレスを抱える府民の割合を減らします	●心理的苦痛を感じている者の割合(20 歳以上)	10.6% [H28]	10%以下
2. 生活習慣病の早期発見・重症化予防	(1) けんしん（健診・がん検診） ▼受診率向上に向けた市町村支援(受診者へのインセンティブ付与など、受診意欲を高める取組み推進) ▼職域等における受診促進(がん検診受診推進員の養成) ▼医療保険者等における受診促進(特定健診・がん検診の同時受診機会の創出) ▼ライフステージに応じた普及啓発(女性特有の疾患を対象としたがん検診受診促進セミナー等の開催)	◇けんしんの受診率を上げます	●特定健診受診率 ●がん検診受診率(胃/大腸)	45.6% [H27] 33.7%/34.4% [H28]	70%以上 40%/40%
	(2) 重症化予防 ▼未治療者や治療中断者に対する医療機関への受診勧奨の促進 ▼糖尿病の重症化予防(ハイリスク者を対象とする受診勧奨・保健指導等の実施) ▼医療データを活用した受診促進策の推進(特定健診・レセプトデータの分析等を通じた保健指導プログラムの開発・提供等)	◇生活習慣による疾患の未治療者の割合を減らします	●未治療者の割合(高血圧/糖尿病)	38.0%/36.0% [H26]	減少
3. 府民の健康づくりを支える社会環境整備	▼市町村の健康格差の縮小(市町村における健康指標の見える化、健康課題に応じた取組み促進) ▼ICT 等を活用した健康情報等に係る基盤づくり ▼職場における健康づくり(中小企業のニーズに沿った支援人材の派遣による健康経営の推進)	◇地域や職場における健康づくりへの参加を増やします	●健康づくりを進める住民の自主組織の数	715 団体 [H28]	増加

（推進体制） 府民の健康づくり関係団体等で構成する「大阪府地域職域連携推進協議会」を活用し、オール大阪の体制により効果的な健康づくり施策を推進（多様な主体の連携・協働）

大阪河崎リハビリテーション大学大学院
ディプロマ・ポリシー

本学大学院のディプロマ・ポリシーを以下のように定める。

1. リハビリテーション学分野における高度医療専門職業人として、リハビリテーションの発展に寄与することができる。
2. リハビリテーション学分野における幅広い学識と倫理観を有し、地域もしくは臨床の場で指導的な役割を果たすことができる。
3. 地域リハビリテーションにおいて企画・提供・マネジメント等に貢献することができる。
4. 認知症を取り巻く予防も含めたリハビリテーションや支援を推進することができる。
5. 修得した専門知識を教育・研究・臨床に生かし、リハビリテーション学及び関連領域の発展に寄与することができる。

長期履修規程（案）

（令和4年4月1日施行）

大阪河崎リハビリテーション大学大学院

令和4年4月1日
大学院規程第〇号

(趣旨)

第1条 本規程は、大阪河崎リハビリテーション大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、長期履修の制度（以下「長期履修制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 出産、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

(長期履修の期間)

第4条 本制度を利用する学生の履修期間は、下記の期間とする。

- (1) 修士課程 3年
- 2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(許可)

第5条 前条の申し出があったときは、研究科委員会に諮り、学長がこれを許可する。

(申請手続)

第6条 本制度の利用を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書と第3条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第 7 条 本制度の修業年限変更は，原則これを認めない。ただし，特別な事情があると認められた場合は，在学中一度に限り 1 年度単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については，研究科委員会に諮り，学長がこれを許可する。

2 修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は，短縮が決定した年度内に収めるものとする。

(授業料等)

第 8 条 本制度対象者の 1 年間の学費は，大学院学則第 29 条に定める修士課程 2 年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。

2 実験，実習等に必要な費用は，別に徴収することがある。

3 長期履修学生の授業料等は，徴収猶予及び月割分割を認めない。

4 修業年限を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は，大学院学則第 29 条に定める額と同額とする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか，長期履修制度に関し必要な事項は，研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は，研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【資料6】

大阪河崎リハビリテーション大学大学院 カリキュラム・ポリシー

1. 本研究科の研究領域として、「運動機能科学領域」、「生活行為科学領域」、「コミュニケーション科学領域」の3つの領域を設けて、これらの領域ごとに、教育・研究を推進できるカリキュラムを編成する。
2. 人の健康増進や生活向上に役立つ基礎的要素を涵養して新たなリハビリテーション学の追求を図るうえで必要となる学術活動の基礎を習得できるように、特別研究、専門科目群とは別に、必修科目として「共通科目」6科目を配置する。
3. 本研究科では、地域リハビリテーションの実践において活躍できる人材の養成を目指していることを踏まえ、「地域リハビリテーションリーダー論」及び「地域支援学特論」を全領域に共通の必修科目とする。
4. 認知機能及び認知症に関する最新の知識を教授するために、「認知機能・認知予備力特論」を共通科目に配置する。
5. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という異なる学問的背景を有する学生の要請に応じて、リハビリテーション学関連の基礎的要素を涵養するために、幅広い関連領域から精選した選択科目として「支持科目」13科目を配置する。
6. 領域ごとの「専門科目」については、各領域の特論と演習を組み合わせ、基礎と応用の2段階の内容で科目設定を行い、実践課題を研究テーマとしての特別研究へとつなげるようなカリキュラムを編成する。
7. ディプロマ・ポリシーに掲げた知識と技能を修得するために、選択する領域ごとにコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせることが可能なカリキュラム編成を行う。
8. 社会人であるリハビリテーション専門職者の学修と仕事の両立を可能にするために、夜間、土曜日の開講を行い、2年コースと3年コースのどちらかを選択できる環境を整える。

【資料7】

大阪河崎リハビリテーション大学大学院
リハビリテーション研究科リハビリテーション学専攻履修モデル
(1)運動機能科学領域

履修科目		履修年次・単位数		
		1年	2年	計
共通科目	英語文献講読	●2		
	医学英語特論	●2		
	リハビリテーション疫学・統計学特論	●2		
	認知機能・認知予備力特論	●2		
	地域リハビリテーションリーダー論	●2		
	地域支援学特論	●2		
	共通科目 計	12	0	12
支持科目	認知リハビリテーション学概論	○2		
	認知リハビリテーション学研究方法論			
	リハビリテーション教育学特論	必要に応じて		
	リハビリテーション教育学演習	必要に応じて		
	地域社会福祉制度特論			
	地域ケアマネジメント特論	○2		
	心のサイエンスと臨床心理学			
	認知機能解析学	○2		
	運動機能解析学	○2		
	生活行為解析学			
	コミュニケーション解析学			
	園芸療法補完代替医療			
	精神神経解剖学特論			
支持科目 計	8	0	8	
専門科目	運動機能リハビリテーション学特論	○2		
	運動機能リハビリテーション学演習	○2		
	運動機能科学特別研究		○8	
	生活行為リハビリテーション学特論			
	生活行為リハビリテーション学演習			
	生活行為科学特別研究			
	コミュニケーションリハビリテーション学特論			
	コミュニケーションリハビリテーション学演習			
	コミュニケーション科学特別研究			
専門科目 計	4	8	12	
合計		24	8	32
期待される能力				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 脳機能リハビリテーション、認知症の病態・症状と認知症患者に対するリハビリテーション、認知機能を介した行動変容についての知見を理解し、それらを理学療法士として臨床場面において活用できる。 2. 地域リハビリテーションの現場で理学療法士として指導的立場で活躍できる 3. 認知症患者に対して理学療法士として専門的リハビリテーション・サービスを行うことができる 4. 運動機能リハビリテーション学を応用し、その発展に貢献できる 				
修了後の主な進路				
病院、診療所、介護施設、福祉施設などの臨床現場に加えて、研究・教育機関での専門職				

大阪河崎リハビリテーション大学大学院
 リハビリテーション研究科リハビリテーション学専攻履修モデル
 (2)生活行為科学領域

履修科目		履修年次・単位数		
		1年	2年	計
共通科目	英語文献講読	●2		
	医学英語特論	●2		
	リハビリテーション疫学・統計学特論	●2		
	認知機能・認知予備力特論	●2		
	地域リハビリテーションリーダー論	●2		
	地域支援学特論	●2		
	共通科目 計	12	0	12
支持科目	認知リハビリテーション学概論	○2		
	認知リハビリテーション学研究方法論			
	リハビリテーション教育学特論	必要に応じて		
	リハビリテーション教育学演習	必要に応じて		
	地域社会福祉制度特論	○2		
	地域ケアマネジメント特論	○2		
	心のサイエンスと臨床心理学			
	認知機能解析学			
	運動機能解析学			
	生活行為解析学	○2		
	コミュニケーション解析学			
	園芸療法補完代替医療			
	精神神経解剖学特論			
支持科目 計	8	0	8	
専門科目	運動機能リハビリテーション学特論			
	運動機能リハビリテーション学演習			
	運動機能科学特別研究			
	生活行為リハビリテーション学特論	○2		
	生活行為リハビリテーション学演習	○2		
	生活行為科学特別研究		○8	
	コミュニケーションリハビリテーション学特論			
	コミュニケーションリハビリテーション学演習			
	コミュニケーション科学特別研究			
専門科目 計	4	8	12	
合計		24	8	32
期待される能力				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 脳機能リハビリテーション、認知症の病態・症状と認知症患者に対するリハビリテーション、認知機能を介した行動変容についての知見を理解し、それらを実践者として臨床場面において活用できる。 2. 地域リハビリテーションの現場で実践者として指導的立場で活躍できる 3. 認知症患者に対して実践者として専門的リハビリテーション・サービスを行うことができる 4. 生活行為リハビリテーション学を応用し、その発展に貢献できる 				
修了後の主な進路				
病院、診療所、介護施設、福祉施設などの臨床現場に加えて、研究・教育機関での専門職				

大阪河崎リハビリテーション大学大学院
 リハビリテーション研究科リハビリテーション学専攻履修モデル
 (3) コミュニケーション科学領域

履修科目		履修年次・単位数		
		1年	2年	計
共通科目	英語文献講読	●2		
	医学英語特論	●2		
	リハビリテーション疫学・統計学特論	●2		
	認知機能・認知予備力特論	●2		
	地域リハビリテーションリーダー論	●2		
	地域支援学特論	●2		
	共通科目 計	12	0	12
支持科目	認知リハビリテーション学概論			
	認知リハビリテーション学研究方法論			
	リハビリテーション教育学特論	必要に応じて		
	リハビリテーション教育学演習	必要に応じて		
	地域社会福祉制度特論	○2		
	地域ケアマネジメント特論			
	心のサイエンスと臨床心理学	○2		
	認知機能解析学	○2		
	運動機能解析学			
	生活行為解析学			
	コミュニケーション解析学	○2		
	園芸療法補完代替医療			
	精神神経解剖学特論			
支持科目 計	8	0	8	
専門科目	運動機能リハビリテーション学特論			
	運動機能リハビリテーション学演習			
	運動機能科学特別研究			
	生活行為リハビリテーション学特論			
	生活行為リハビリテーション学演習			
	生活行為科学特別研究			
	コミュニケーションリハビリテーション学特論	○2		
	コミュニケーションリハビリテーション学演習	○2		
	コミュニケーション科学特別研究		○8	
専門科目 計	4	8	12	
合計		24	8	32
期待される能力				
1. 地域社会福祉制度について十分な知識を有し地域リハビリテーションにおいて言語聴覚士として活躍できる。 2. 神経精神疾患の病態を理解するための心理過程に対する洞察力を備えた言語聴覚士として地域リハビリテーションの現場において指導的立場で活躍できる 3. 認知症患者に対して言語聴覚士として専門的リハビリテーション・サービスを行うことができる 4. コミュニケーション学を応用し、その発展に貢献できる				
修了後の主な進路				
病院、診療所、介護施設、福祉施設などの臨床現場に加えて、研究・教育機関での専門職				

研究倫理審査委員会規程

(令和 2 年 9 月 15 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 19 年 5 月 7 日

大学規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）で研究に従事する者あるいは学生（以下「研究者等」という。）が本学内外で行う研究について、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を円滑に実施するため、本学に研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することを目的とする。

(審査対象)

第 2 条 審査委員会は、本学の研究者等が人を対象とした研究を実施する際に、研究の対象なる者（以下「被験者」という。）の固有の権利とヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもと、その研究が行われるよう「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）及び「大阪河崎リハビリテーション大学研究者倫理に関する指針」に基づき、科学的合理性及び倫理的妥当性の両面を審査する。

2 本学で人を対象とする研究を実施しようとする研究者等は、必ず本規程に基づく申請を行わなくてはならない。

3 他機関等における研究については、当該機関の審査規程等に従うこととする。但し、他機関で審査を受けた場合、当該申請書と審査結果を委員会に提出しなければならない。

(審査委員会の責務)

第 3 条 審査委員会は、研究計画の実施等の適否及びその他の事項について、学長から意見を求められた場合には、審査を行い、学長に報告しなければならない。

2 審査を行うに当たっては、特に、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 研究の対象となる個人に理解を求め了解を得る方法

(2) 研究の対象となる個人の人権の保護及び安全の確保

(3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合的判断

3 審査委員会は、本学でも研究に関わる倫理的事項について、学長に対して勧告を行うことができる。

4 審査委員会は次の各号に掲げる場合に研究計画の内容に関して検討し審査する。

- (1) 研究者等から審査の要請があった場合
- (2) 評議員会から審査の要請があった場合
- (3) その他、委員会で必要と認めた場合

(審査委員会の組織)

第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者 4名程度（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び基礎分野の教員各1名は必ず含む）
 - (2) 倫理・法律分野の専門家等，人文・社会科学の有識者 1名程度
 - (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1名程度
 - (4) その他委員会が必要と判断した者
- 2 委員が自ら計画する研究の審査に加わらないこと。
 - 3 委員は男女両性で構成されること。
 - 4 委員には複数の外部委員を含めること。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充しなければならない。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出し学長が任命する。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となり、議決事項を学長に報告する。
- 4 委員長に事故又は支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審査の基準)

第7条 審査の内容及び基準に関する事項は下記のとおりとする。

- (1) 審査委員会では、研究倫理審査申請書及びその他の添付資料に基づき、研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否かを以下の項目等から審査する。
 - ① 研究の意義

- ② 研究者や研究組織の適格性
- ③ 研究方法
- ④ 対象者に予想されるリスクと利益の比較考量
- ⑤ 対象者保護の方法
- ⑥ 資料入手等の方法
- ⑦ 情報保護体制の整備状況
- ⑧ 研究結果の公表の方法
- ⑨ 利益相反の管理

(2) 審査委員会は、前号の審査をした結果、以下の条件が満たされたと認められる研究計画を承認することとする。

- ① 対象者に予想されるリスクと研究から得られる利益及び知識の重要性を比較考量し、対象者に対するリスクが妥当であること
- ② 対象者の選択が合理的であること
- ③ インフォームド・コンセント取得の必要性の有無及びその方法が適切であること
- ④ インフォームド・コンセントの取得が免除される場合の対象者への説明や情報公開の方法が適切であること
- ⑤ 個人情報保護する体制が整備されていること
- ⑥ 利益相反に関する状況を把握し、透明性を確保するよう適切に対応されていること

3 次の各号に該当する研究に該当する場合は、厚生労働省が定めるそれぞれの指針を遵守し、審査を実施するにあたっては各規程・指針を遵守し、審査に必要な外部委員等を加えることとする。

- ① ヒトゲノム・遺伝子解析研究
- ② 遺伝子治療等臨床研究

(審査の議事)

第 8 条 審査委員会は審査に先立って、2名の委員による書面審査（以下「予備審査」という。）を実施し、予備審査において審査委員会で審査することが適当でないと認めた場合は、審査委員長は審査委員会において審査を行わず、申請者に当該研究計画について見直しを求めることができる。

2 審査委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。また、研究計画書の審査においては、第4条第1項第1号から第3号に規定する委員から少なくとも各1名の出席且つ第4条第3項及び第4項の規定を成立要件とし、3分の2以上の賛成で議決する。

- 3 審査委員会は研究責任者等に出席を求め、実施計画の内容等の説明並びに意見の聴取をすることができる。
- 4 判定は、次の各号に掲げる表示による。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 5 委員長は審査委員会の判定について速やかに学長に報告しなければならない。
- 6 審査経過及び判定は記録として保存するとともに、議事要旨は必要に応じて公開されなければならない。

(迅速審査)

- 第 8 条の 2 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。
- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に係る審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査
- 2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員 2 名が書面により行ない、その判定は 2 名の合意により決定する。
 - 3 前項に規定する審査の結果は、当該審査を行なった委員を除く全ての委員に報告する。
 - 4 本条第 2 項に規定する審査の結果が、前条第 4 項第 1 号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに審査委員会を開催し、当該事項について審査を行う。
 - 5 卒業研究における迅速審査については、別に定める。

(申請手続き、判定の通知及び研究成果の報告)

- 第 9 条 申請手続き、判定の通知及び研究成果の報告については、「大阪河崎リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程実施細則」に定

める。

(委員の守秘義務)

第 10 条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(外部機関による審査)

第 11 条 審査において、審査委員会の開催が困難な場合は外部機関による審査に代えることができる。

(事務)

第 12 条 審査委員会の事務は、庶務係において行う。

2 事務局員は、審査等に関わる庶務を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務局員を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、倫理委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 7 月 5 日大学規程第 7 号)

この規程は、平成 28 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 15 日大学規程第 9 号)

この規程は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

研究倫理審査委員会規程 実施細則

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 研究倫理審査委員会規程実施細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大阪河崎リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(インフォームド・コンセント)

第 2 条 同意文書等は研究責任者が保管し、研究倫理審査委員会から請求があれば提出しなければならない。

(申請手続、判定の通知及び研究成果の報告)

第 3 条 審査を申請しようとする申請者等は、別記様式 1-1 号による申請書に必要な事項を記入し、必要な資料を添えて、学長に提出しなければならない。学長は、申請に対して速やかに委員会に意見を求めなければならない。

2 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。その際、別記様式 1-1 号による申請書に実施方法を記載しなければならない。

3 申請者又はその申請の内容を熟知する者は、委員長の求めがあった場合には、委員会に出席し、研究計画等を説明しなければならない。

4 学長は委員会の意見を尊重し、当該申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その判定結果を別記様式 1-2 号による通知書をもって申請者に通知しなければならない。

5 前項の通知をするに当たって、審査の判定が、規程第 8 条 3 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に該当する場合には、その条件若しくは変更、不承認又は非該当の理由等を記載しなければならない。

6 前 3 項の通知に対して、申請者は書面をもって学長に不服申立てをすることができる。学長は、提出された不服申立てについて、委員会に意見を求めなければならない。

7 申請者は、承認された研究計画等による研究成果を公表した場合には、学長に別記様式 1-3 号に公表内容を付けて報告しなければならない。

(書面審査)

第 4 条 申請された研究計画について委員長が書面審査に適していると

判断した場合，審査委員は別記様式第2号を委員長に提出する。

(学長への報告)

第5条 規程第3条1項に規定する学長への報告は，別記様式第3号により行う。

(細則の改正)

第6条 この細則の改正は，教授会に諮り，学長が行う。

附 則

この細則は，平成19年5月7日から施行する。

附 則

この細則は，平成26年11月4日から施行する。

附 則

この細則は，平成28年7月5日から施行する。

附 則

この細則は，平成29年5月30日から施行する。

附 則

この細則は，平成30年8月7日から施行する。

附 則

この細則は，平成31年4月1日から施行する。

別記様式第 1-1 号

大阪河崎リハビリテーション大学 研究倫理審査申請書

新規・訂正・変更

申請日（提出日） 年 月 日

再申請日（再提出日） 年 月 日

研究テーマ	
申請者（自署）	氏 名 印
研究組織	研究主任者名（責任者）（ ）
	所属（ ） 職名（ ）
	共同研究者名（ ）
	所属（ ） 職名（ ）
	共同研究者名（ ）
	所属（ ） 職名（ ）
研究期間	承認日から 年 月 日まで (3年以内)
研究対象となる者・研究対象者	対象者の性質・属性： 対象者数： 名
配慮が必要な対象者	<input type="checkbox"/> 16歳未満の未成年者 <input type="checkbox"/> 責任能力・判断能力の不十分な成年者 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし *配慮が必要な対象者のインフォームド・アセントについて記載すること
所要時間（拘束時間）	時間
研究の実施場所	測定実施場所： データ保管・解析場所：

研究の目的と概要

(他の施設との共同研究として実施する場合には、①本申請が研究全体についての審査か、本学で実施する分担部分のみの審査かを明記するとともに、②本学での分担部分のみについての審査の場合には研究全体の審査状況についても説明すること。)

[研究の目的]

[研究の概要 (方法)]

[科学的合理性の根拠]

[委託先の業務内容及び監督方法] (該当する場合)

<p>安全性について (予想される危険およびそれらへの対応)</p>	
<p>説明および同意 (該当する対象の□をチェックする)</p>	<p>参加者への説明の方法 <input type="checkbox"/>書面 <input type="checkbox"/>口頭※ <input type="checkbox"/>なし(該当せず)※</p> <p>参加者から同意を得る方法 <input type="checkbox"/>書面 <input type="checkbox"/>口頭※ <input type="checkbox"/>なし(該当せず)※</p>
<p>研究対象者等へ通知又は公開</p> <p><input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/> 通知する (通知の方法: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 公開する (公開の方法: _____)</p> <p>研究対象者に通知し、又は公開する項目</p> <p><input type="checkbox"/> 試料・情報の利用目的及び利用方法 (他の機関や海外にある者へ提供される場合は提供する旨およびその方法を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 利用し、又は提供する試料・情報の項目</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する者の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称</p> <p><input type="checkbox"/> 研究対象者又はその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 研究対象者又はその代理人の求めを受け付ける方法:</p> <p><input type="checkbox"/> 研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨 (他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られる旨を含む。) 並びにその入手・閲覧の方法</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の開示に係る手続 (手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 情報の利用目的の通知、開示又は理由の説明を行うことができない場合の当該事項及びその理由</p> <p><input type="checkbox"/> 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応に関する情報</p>

倫理的配慮のための方法	研究協力者およびその選定方法	
	研究協力者の研究協力による利益	
	研究協力者への影響 (身体的・精神的及びその他のリスク)	
	研究協力者への影響が生じた時の対応や措置	
	研究協力者が協力を拒否することの権利を守るための措置	

試料・情報の取得及び提供について	既存試料・情報について	<input type="checkbox"/> 人体から取得された試料を用いる。 <input type="checkbox"/> 人体から取得された試料を用いない。 <input type="checkbox"/> 要配慮個人情報を取得する。
	新たに取得する試料・情報について	<input type="checkbox"/> 人体から取得された試料を用いる。 <input type="checkbox"/> 人体から取得された試料を用いない。 <input type="checkbox"/> 要配慮個人情報を取得する。
	試料・情報の取得および提供について	<input type="checkbox"/> 新たに取得した試料・情報を当該研究のために自らの研究機関でのみ用いる。 <input type="checkbox"/> 新たに取得した試料・情報を他の共同研究機関へ提供する。 <input type="checkbox"/> 他の研究機関から当該研究のために新たに取得する試料・情報の提供を受ける。 <input type="checkbox"/> 自らの研究機関において保有している既存試料・情報を用いて研究を実施する。 <input type="checkbox"/> 他の研究機関に既存試料・情報を提供する。 <input type="checkbox"/> 他の研究機関の保有する既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する。 <input type="checkbox"/> 海外にある者へ試料・情報を提供する。
	試料・情報の提供に関する記録の作成・保管方法について	<input type="checkbox"/> 試料・情報の提供に関する記録を作成する。 作成時期： 記録の媒体： 作成者： 記録の保管場所・保管方法： 提供先の代行の有無： <input type="checkbox"/> 当該記録を各共同研究期間においてそれぞれ作成・保管する。 <input type="checkbox"/> (提供する場合) 試料・情報の提供をした日から10年を経過した日までの期間当該記録を保管する。 <input type="checkbox"/> (他機関から試料・情報の提供を受ける場合) 研究責任者は、研究者等が作成した試料・情報の提供に関する記録を当該研究の終了について報告された日から10年を経過した日までの期間保管する。

試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法・保管期間	保存期間	学会発表や論文発表後、事後の検証ができるように研究データは 10 年間、実験試料は 5 年間、保管する。 個人情報や研究データの取り扱いについて研究対象者との約束内容を記録する同意書は、10 年間は保管する。
	保存場所	
	保存方法（試料・情報の種類ごとに記載。）	
	電子データの取扱いについて	
	試料等の管理責任者	所属・職名： 氏名： 管理責任者メールアドレス：
	廃棄の方法（試料・情報の種類ごとに記載。）	

個人情報保護について	個人情報の種類	<input type="checkbox"/> 情報単体で特定の個人を識別することができるもの（本人の氏名、顔画像等） <input type="checkbox"/> 情報単体で特定の個人を識別することはできないが他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるもの <input type="checkbox"/> 個人識別符号が含まれるもの						
	個人情報保護の方法							
	匿名化について	<input type="checkbox"/> 匿名化（識別不可、対応表なし） <input type="checkbox"/> その記述単体で特定の研究対象者を直ちに判別できる記述等を全部取り除くような加工をおこなう（対応表を保有する場合は対応表の適切な管理をする） <input type="checkbox"/> 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除する <input type="checkbox"/> 当該個人情報に含まれる一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える <input type="checkbox"/> 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除 <input type="checkbox"/> 当該個人情報を復元することができないようにする <input type="checkbox"/> 匿名化しない 理由： <input type="checkbox"/> その他（ ）						
	具体的な匿名化の時期・方法							
	個人情報管理者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">所属・職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人情報管理者メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	所属・職名		氏名		個人情報管理者メールアドレス	
	所属・職名							
	氏名							
個人情報管理者メールアドレス								
研究対象者への対応	以下の事項について研究対象者の知りうる状態におく。 <input type="checkbox"/> 研究者等の氏名、研究チームの名称 <input type="checkbox"/> すべての個人情報の利用目的 <input type="checkbox"/> 開示等の求めに応じる手続 <input type="checkbox"/> 研究に関する問い合わせ先							

研究論文の公開方法 (研究成果発表)	
外部機関で実施する 場合の承認	外部機関の承認 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (有りの場合) 機関名： 承認番号： 内容：
当該研究に係る資金 源、起こりうる利害の 衝突及び実施者等の 関連組織との関わり (該当する対象の□をチェ ックする)	資金源 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 学会費等の公的資金を使用する。 補助金名： 課題名等： <input type="checkbox"/> 金銭以外の提供あり※ 起こりうる利害の衝突（研究者全員について記入すること） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり※ → 対処方法を記載 *研究を行うにあたっての資金源、関連組織との利害関係などについて記入すること
添付書類 (該当する対象の□をチェ ックする)	<input type="checkbox"/> 説明書・依頼書（施設用） <input type="checkbox"/> 研究内容等のさらに詳しい説明 <input type="checkbox"/> 説明書・依頼書（個人用） <input type="checkbox"/> アンケート調査用紙 <input type="checkbox"/> 同意書（施設用） <input type="checkbox"/> 面接ガイド <input type="checkbox"/> 同意書（個人用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
特記事項	[代諾者等からのインフォームド・コンセント又はインフォームド・アセント] (該当する場合) ・選定方針 ・説明及び同意に関する事項 [モニタリング又は監査] (該当する場合) ・実施体制 ・実施手順 [同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性] (該当する場合) ・その旨と同意を受ける時点において想定される内容

(注)

- ・※のついた項目の□にチェックした場合、特記事項に詳細を記載すること。
- ・自署欄以外は手書き不可。
- ・代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づいた対応を特記事項に記載すること。
- ・インフォームド・コンセント（インフォームド・アセント）を得ないで研究を行う場合、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づいた対応を特記事項に記載すること。
- ・その他、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づいた、研究計画を記載すること。
(申請者は記入しないこと)

大阪河崎リハビリテーション大学
研究倫理審査結果通知書

年 月 日

(申請者) 殿

大阪河崎リハビリテーション大学 学長 印

受付番号 _____

課 題 名 _____

研究者名 _____

上記研究計画等については、 年 月 日の研究倫理審査委員会の意見に基づき、
下記のとおり裁定した。

なお、承認を受けた研究の成果が公表された場合には様式1-3により報告するものとする。

判 定	承認 (承認番号OKRU-1) 条件付承認 (承認番号OKRU-2) 変更の勧告 (要再申請) 不承認 非該当
勧 告 あ る い は 理 由	

別記様式第 1 - 3 号

年 月 日

大阪河崎リハビリテーション大学 学長 殿

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

承認を受けた研究計画等による研究成果の提出について

年 月 日付けで承認された研究計画等（承認番号OKRU-
）について、別添のとおり研究成果を公表しましたので提出します。

- 注意事項：1 任意様式で研究成果報告書を添付して下さい。（科学研究費補助金成果報告書又は、動物実験結果報告書等）
2 申請書は、研究倫理審査委員会事務局（総務課庶務係）に提出すること。
3 任意様式として科学研究費補助金成果報告書又は、動物実験結果報告書等に代えることができます。

別記様式第2号

年 月 日

受付番号（ ）の研究課題についての意見

大阪河崎リハビリテーション大学
研究倫理審査委員会委員長 殿

委員 印

(所属) (氏名)

の を
実施責任者として、審査要請のため提出されました

研究課題

「 」
につき、大阪河崎リハビリテーション大学研究倫理審査委員会の委員として、
以下の意見を提出致します。

意見 (いずれかに○印をつけ、意見を記入する)

1. 実施計画書に記載の内容から逸脱せず、被験者固有の権利とヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもと、慎重に研究を実施していただきたい。(承認)
2. 上記1の意見に次の条件を付けたいと存じます。(条件付き承認)
3. 私は次のような意見を提出致します。(変更の勧告・不承認・非該当)
4. 委員会を開催して審査した方が良いと思います。

別記様式第3号

大阪河崎リハビリテーション大学
研究倫理審査委員会審査報告書

年 月 日

大阪河崎リハビリテーション大学 学長 殿

研究倫理審査委員会

委員長

年 月 日付けをもって諮問のあった研究につき審査したところ、下記のとおりであったので報告します。

記

受付番号	
区 分	通常審査 特別審査 (担当委員名)
判 定	承認 条件付承認 変更の勧告 (要再申請) 不承認 非該当
備 考	

1. 区分欄の迅速審査については、審査を担当した委員名を記入すること。
2. 判定欄は、承認、条件付承認、変更の勧告（要再申請）、不承認、非該当の別を○で囲む。

第14条による教育方法に基づく時間割

【前期】

	6時限目(18:00-19:30)	7時限目(19:40-21:10)
月	認知リハビリテーション学研究方法論(中村)	英語文献購読(松尾)
火	認知リハビリテーション学概論(武田)	リハビリテーション疫学・統計学特論(中谷)
水	運動機能リハビリテーション学特論(酒井)・ 生活行為リハビリテーション学特論(上島)、 コミュニケーションリハビリテーション学特 論(坪田)	地域ケアマネジメント特論(古井)
木	精神神経解剖学特論(大籠)	地域社会福祉制度特論(野村)
金	認知機能・認知予備力特論(武田)	医学英語特論(新田)

通常の夜間開講時間に受講できない学生には、以下の対応を柔軟に実施する。

時期	対応科目
土 5コマ 集中 (9:00-17: 50)	[共通科目] 英語文献購読、医学英語特論、リハビリテーション疫学・統計学特論、認知機能・認知予備力 特論 [支持科目] 認知リハビリテーション学概論、認知リハビリテーション学研究方法論、地域社会福祉制度特 論、地域ケアマネジメント特論、精神神経解剖学特論 [専門科目] 運動機能リハビリテーション学特論、生活行為リハビリテーション学特論、コミュニケーショ ンリハビリテーション学特論
夏季休暇 5コマ 集中 (9:00-17: 50)	[共通科目] 英語文献購読、医学英語特論、リハビリテーション疫学・統計学特論、認知機能・認知予備力 特論 [支持科目] 認知リハビリテーション学概論、認知リハビリテーション学研究方法論、地域社会福祉制度特 論、地域ケアマネジメント特論、精神神経解剖学特論 [専門科目] 運動機能リハビリテーション学特論、生活行為リハビリテーション学特論、コミュニケーショ ンリハビリテーション学特論

*特別研究は、指導教員と調整を行う（平日の昼間、夜間または土曜日）。

【後期】

	6 時限目(18:00-19:30)	7 時限目(19:40-21:10)
月	運動機能解析学(酒井)	地域支援学特論(古井)
火	地域リハビリテーションリーダー論(寺山)	生活行為解析学(上島)
水	運動機能リハビリテーション学演習(酒井)、 生活行為リハビリテーション学演習(上島)、 コミュニケーションリハビリテーション学演習(坪田)	コミュニケーション解析学(木村)
木	リハビリテーション教育学特論(谷口)	リハビリテーション教育学演習(古井)
金	認知機能解析学(後藤)	心のサイエンスと臨床心理学(武田)、園芸療法補完代替医療(久利)

通常の夜間開講時間に受講できない学生には、以下の対応を柔軟に実施する。

時期	対応科目
土 5 コマ 集中 (9:00- 17:50)	[共通科目] 地域リハビリテーションリーダー論、地域支援学特論 [支持科目] 心のサイエンスと臨床心理学、運動機能解析学、生活行為解析学、コミュニケーション解析学、リハビリテーション教育学特論、リハビリテーション教育学演習、認知機能解析学、園芸療法補完代替医療 [専門科目] 運動機能リハビリテーション学演習、生活行為リハビリテーション学演習、コミュニケーションリハビリテーション学演習
春季休暇 5 コマ 集中 (9:00- 17:50)	[共通科目] 地域リハビリテーションリーダー論、地域支援学特論 [支持科目] 心のサイエンスと臨床心理学、運動機能解析学、生活行為解析学、コミュニケーション解析学、リハビリテーション教育学特論、リハビリテーション教育学演習、認知機能解析学、園芸療法補完代替医療 [専門科目] 運動機能リハビリテーション学演習、生活行為リハビリテーション学演習、コミュニケーションリハビリテーション学演習

*特別研究は、指導教員と調整を行う（平日の昼間、夜間または土曜日）。

履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

リハビリテーション研究科 リハビリテーション学専攻（各領域共通）

時 期		学 生	指 導 教 員	研究科委員会等		
1 年 次	前 期	4月	入学ガイダンス 履修計画書作成・届出 共通科目・支持科目・専門科目の履修 研究課題の決定 〈研究テーマの明確化〉	履修指導 特別研究の指導		
		5月	〈関連文献の考察〉			
		6月				
		7月	〈研究の方向性・全体像の明確化〉			
		8月	研究計画書の立案・作成			
		9月	研究計画の発表及び評価		研究計画書の審査	
	後 期	10月	共通科目・支持科目・専門科目の履修 研究計画の修正	特別研究の指導		
		11月	研究倫理申請書の作成		研究倫理審査委員会の審査	
		12月	予備研究等の実施			
		1月	研究の実施			
		2月				
		3月	2年次ガイダンス			
2 年 次	前 期	4月		特別研究の指導		
		5月				
		6月				
		7月	研究の中間まとめ			
		8月	研究の中間発表、研究の実施			
		9月				
	後 期	10月		特別研究の指導		
		11月	研究結果のまとめ			
		12月	論文作成			
		1月	修士論文提出			
		2月				修士論文審査
						合否判定
					〈修士論文発表会〉	
				最終試験		修了判定
		3月		修了式		

研究計画書審査基準、論文審査基準及び最終試験基準

研究計画書審査基準

研究の具体的な方法、内容の研究計画についての「研究計画書」を、指導教員の指導のもとに作成し、2名の審査委員が審査を行う。研究指導計画は必要に応じて柔軟に見直しを行う。

評価項目

1. 研究領域における研究背景の理解
先行研究や関連研究に関する文献・情報の収集が十分行われている。
研究課題における問題設定が明確に提示されている。
2. 研究課題の新規性および社会的有用性
研究課題が新規性、独創性、社会的有用性を有している。
3. 適切な研究方法の設定
研究目的を遂行するために適切な研究方法（実験方法、調査方法、解析方法など）が採用されている。
4. 研究スケジュールの実行可能性
研究の諸条件もしくは予備調査結果等 などからみて、研究期間内に十分に遂行できるスケジュールが立てられている。
5. 研究倫理の配慮
研究対象者やデータの取り扱いなどに倫理的配慮が明文化されている。

論文審査基準

審査体制

学位論文の審査は、主査1名と副査2名の合議で行う。

評価項目

1. 研究領域における研究背景の理解
先行研究や関連研究に関する文献・情報の収集が十分行われている。
研究課題における問題設定が明確に提示されている。
2. 研究課題の新規性および社会的有用性

研究課題が新規性、独創性、社会的有用性を有している。

3. 適切な研究方法の設定

研究目的を遂行するために適切な研究方法（実験方法、調査方法、解析方法など）が採用されている。

4. 適切な研究結果の提示

研究目的を達成するための必要なデータが十分に収集できている。

データを適切に分析できている。

結果を適切な表、グラフなどで提示できている。

5. 研究結果に基づいた考察

結果の解釈が客観的になされている。

6. 一貫した論理構成

研究課題に対する論理展開に整合性が認められる。

得られた結果と必要十分な文献にもとづいた深い考察ができている。

7. 整えられた体裁

論文が既定の様式に沿っている。

参考文献の引用が適切になされている。

8. 研究倫理の遵守

研究倫理審査委員会で承認されており、研究対象者やデータの取り扱いなどに十分な倫理的配慮がなされている。

9. その他

査読付きの学術誌に掲載されるレベルにある。

学位論文審査委員の構成及び選定方法

審査委員会は、教授または准教授 2 人以上を含む研究科の教員をもって組織し、主査 1 名及び 副査 2 名をおく。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは、調査委員を委託することができる。審査委員の選定及び調査委員の委託は、学位論文提出者の所属する領域から推薦のあった審査委員及び調査委員候補者について、研究科教授会が行う。

最終試験基準

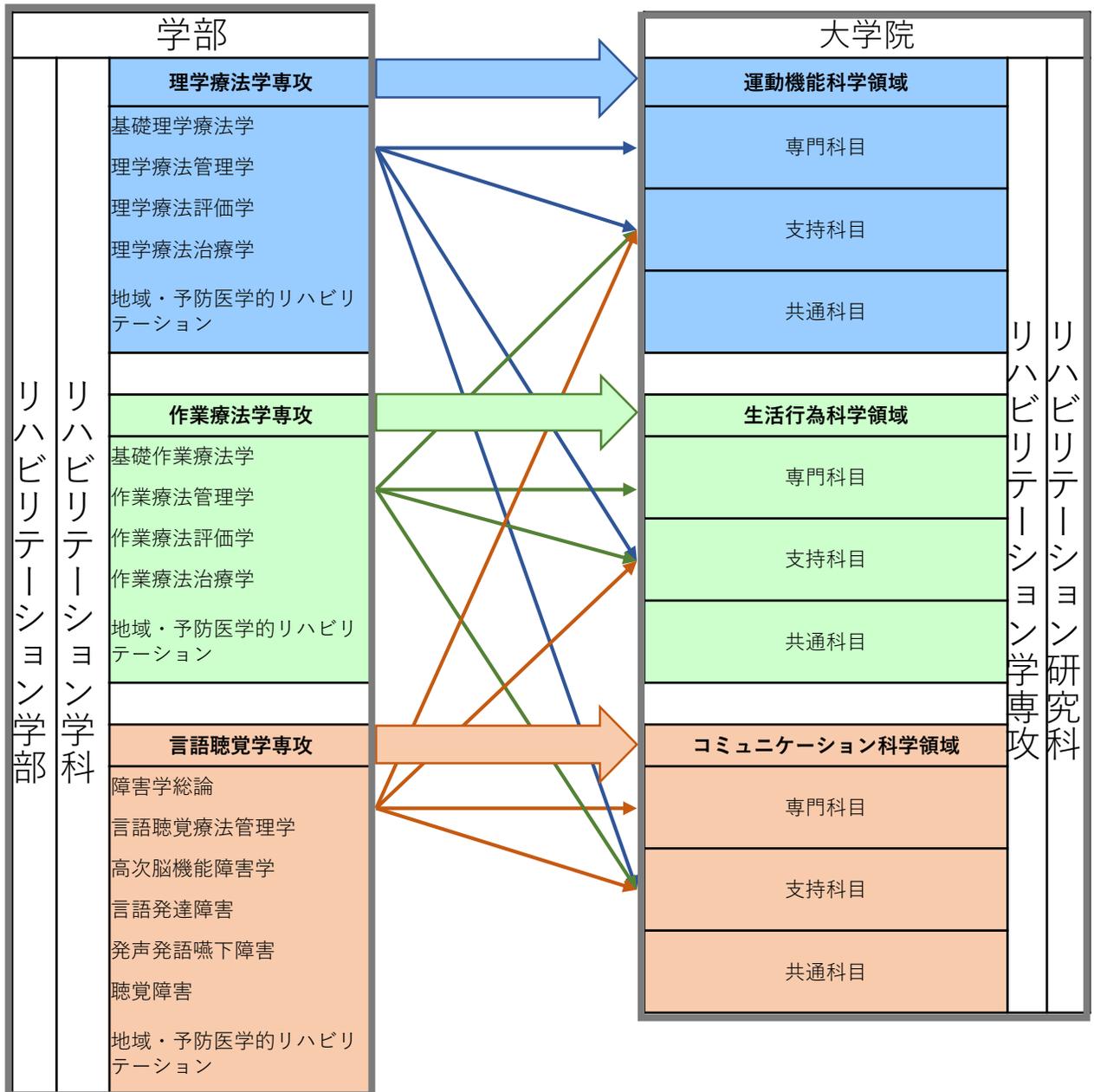
審査体制

最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者につき、当該修士論文を中心とした学位審査研究発表会における発表と質疑応答、さらに非公開の審査委員会による口頭又は筆答による試験により判定する。

評価項目

1. 修士論文に関連する専門的知識と豊かな見識、倫理観を身につけていることが認められること。
2. 発表用資料が適切に提示されており、質疑に対して誠実な応答が認められること。
3. 修士論文の研究内容を学術誌に公表または公表を予定していることが認められること。
4. 独創的なりハビリテーション研究を企画し、推進する能力が認められること。
5. 審査委員会による口頭又は筆答による試験に合格すること。

リハビリテーション学部と認可申請専攻との関係



大阪河崎リハビリテーション大学大学院
アドミッション・ポリシー

本研究科では、1、2、3の全てを満たした上で、4、5、6のいずれかに相当する人を受け入れる。

1. 理学療法士、作業療法士、あるいは、言語聴覚士の資格を有する人
2. 英語論文を理解するために必要となる一定の英語力を有しており、本研究科が課す英語の入学試験に合格した人
3. 地域リハビリテーションに関するエビデンスの構築や次世代のリハビリテーション・サービスのあり方を積極的に考え、実践につなげることができる人
4. チーム医療の中心的役割を担う高度医療専門職業人として活躍する意欲を持つ人
5. リハビリテーション学の発展に貢献する教育・研究者を目指す意欲のある人
6. 地域でリハビリテーション療法士として働きながら、問題意識を明確に有し、自ら問題解決を図る意識を高くもっている社会人

※ 社会人とは、地域の保健医療機関や介護施設などの職場に3年以上在籍しているリハビリテーション専門職とする。

大阪河崎リハビリテーション大学 教員定年規程

(平成 22 年 5 月 24 日施行)

学校法人 河 崎 学 園

平成 17 年 11 月 7 日

法人規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人河崎学園就業規則第 41 条に基づき大阪河崎リハビリテーション大学の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日の属する年度の 3 月 31 日をもって退職する。

(定年)

第 3 条 教員の定年は、満 65 歳とする。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、大学の設置に際し、教員として採用された者の定年は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず勤務できるものとする。ただし、平成 22 年 4 月 1 日において第 3 条第 1 項に定める年齢を超えて勤務している教員にあっては、理事会において、特に必要があると認めた場合には、引き続き勤務させることができるものとする。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日法人規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 項ただし書きの規定は、以後において新たに定年を迎えた教員及び再承認された場合において準用する。

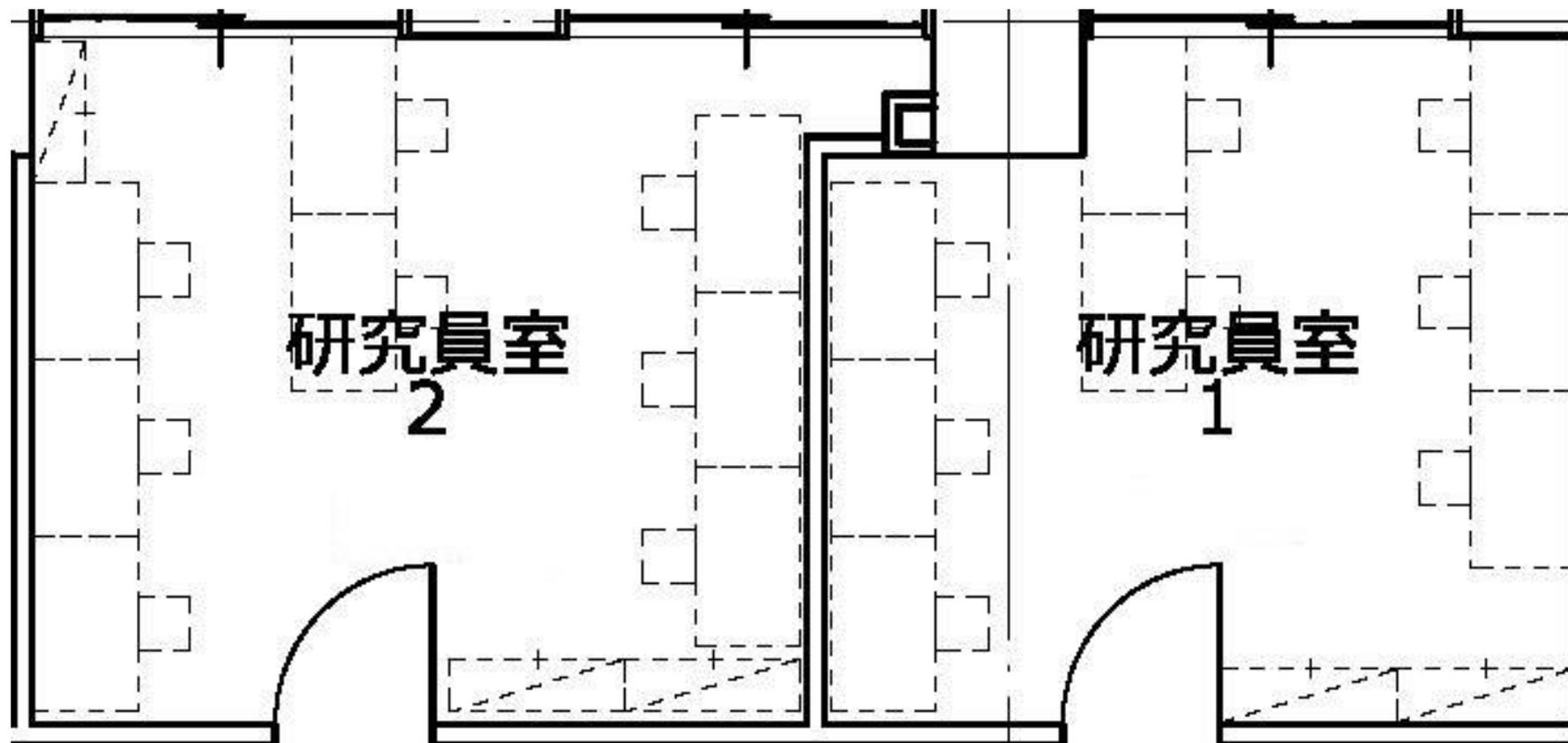
附 則（平成 22 年 3 月 23 日法人規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 24 日法人規程第 2 号）
この規程は，平成 22 年 5 月 24 日から施行する。

大学院生研究員室見取り図

(研究科棟3階)



教育用備品購入一覧（開学前年度）

1. 什器関係

階	部屋名	備品名
1階	エントランスホール	下足箱
	休憩室・集会室	テーブル、椅子 14名
	更衣室1	ロッカー 2段×5
	更衣室2	ロッカー 2段×5
	計測室	採血用テーブル、椅子 1セット。超音波用ベッド1台、椅子1脚
	器具収納室	アングル棚
2階	学生ラウンジ	テーブル、椅子 48名
	セミナー室1	テーブル、椅子 8名、可動式ホワイトボード 1台
	セミナー室2	テーブル、椅子 8名、可動式ホワイトボード 1台
	セミナー室3	テーブル、椅子 8名、可動式ホワイトボード 1台
3階	研究員室1	事務机、椅子 8名、保管庫 2台
	研究員室2	事務机、椅子 8名、保管庫 2台
	セミナー室4	テーブル、椅子 8名、可動式ホワイトボード 1台
	実験室1	中央実験台流し付 2台、ホワイトボード 1台
	実験室2	中央実験台流し付 2台 壁面実験台 2台、ホワイトボード 1台
	実験室3	中央実験台流し付 1台 壁面実験台 3台、ホワイトボード 2台
4階	研究室1	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室2	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室3	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室4	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室5	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室6	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	研究室7	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 4名、保管庫 3台、ロッカー 1台
	相談室	テーブル、椅子 6名
5階	研究科長室	事務机、椅子 1名、テーブル、椅子 6名、保管庫 4台、ロッカー 1台
	会議室	テーブル、椅子 16名 口の字型
	小会議室	テーブル、椅子、8～10名
	応接室	応接セット 4名×2
	予備室	テーブル、椅子 6名

2. パソコン関係

階	備品名	数量
1	教職員用パソコン	9 台
2	授業用パソコン	4 台
3	移動式電子黒板	4 台

3. 教材

階	備品名	数量
1	フロンティアリハビリテーションセンター機材 トレッドミル ケーブルカラム コグニバイク ウエイトトレーニング (スクワット) ウエイトトレーニング (ベンチプレス) ウエイトトレーニング (ダンベル) 肋木 その他トレーニング 体組成計 超音波画像診断装置 計測機器	一式
2	神経系・循環器系門脈模型	2 体

上記以外の教育用備品については、1号館で使用しているものを共用する。

購入予定図書・電子媒体資料一覧

【資料18】

和書

計55冊

	書籍名	著者	出版社	ISBN	出版年
1	発達障害のリハビリテーション 多職種アプローチの実践	宮尾益知	医学書院	9784260028462	2017
2	特異的発達障害診断・治療のための実践ガイドライン わかりやすい診断手順と支援の実践 / 特異的発達障害の臨床診断と治療指針	特異的発達障害の臨床診断と治療指針作成に関する研究チーム	診断と治療社	9784787817815	2010
3	脳からわかる発達障害 多様な脳・多様な発達・多様な学び	鳥居深雪著	中央法規出版	9784805881743	2020
4	ここに目をつける!脳波判読ナビ	飛松省三	南山堂	9784525225414	2016
5	脳波所見をどう読むか 92症例の臨床現場から	東間正人	新興医学出版社	9784880027081	2010
6	脳波の行間を読む デジタル脳波判読術	飛松省三	南山堂	9784525225810	2019
7	小児脳波 判読のためのアプローチ	小林勝弘	診断と治療社	9784787816771	2008
8	心理学のための事象関連電位ガイドブック	入野野宏	北大路書房	9784762824623	2005
9	よくわかる 言語学	窪園晴夫	ミネルヴァ書房	9784623086740	2019
10	よくわかる 臨床発達心理学	麻生武	ミネルヴァ書房	9784623063260	2012
11	よくわかる 臨床心理学	下山晴彦	ミネルヴァ書房	9784623054350	2009
12	よくわかる 地域包括ケア	隅田好美	ミネルヴァ書房	9784623082933	2018
13	よくわかる 発達心理学	無藤隆	ミネルヴァ書房	9784623053797	2009
14	よくわかる コミュニケーション学	板場良久	ミネルヴァ書房	9784623059577	2011
15	口唇裂口蓋裂の総合治療 成長に応じた諸問題の解決	森口隆彦	克誠堂出版	9784771902695	2003
16	よくわかる 子どものための形成外科	中島竜夫	永井書店	9784815917180	2005
17	リハビリテーション医学・医療 Q & A	リハビリテーション医学会	医学書院	978-4260038195	2018
18	リハビリテーション医学・医療用語集	リハビリテーション医学会	医学書院	978-4830627408	2019
19	教師がまとめる研究論文(量的研究・質的研究・アクションリサーチ)	スーザン・ウォレス(著) 三輪建二(訳)	鳳書房	978-4902455441	2020
20	SPSSによる統計処理の手順 第9版	石村 貞夫 他	東京図書	978-4489023545	2021
21	SPSSによるアンケート調査のための統計処理	石村 貞夫 他	東京図書	978-4489022814	2018
22	細胞の分子生物学 第6版	ALBERTS(著)他、中村桂子(翻訳)他	ニュートンプレス	978-4315520620	2017
23	細胞培養実習テキスト 第2版	日本組織培養学会	じほう	978-4840752923	2020
24	精神疾患のバイオマーカー	中村 純(編集)	星和書店	978-4791108954	2015
25	日常臨床からみた認知症診療と脳画像検査 その意義と限界	川畑信也	南山堂	978-4525247812	2011
26	研究の育て方: ゴールとプロセスの「見える化」	近藤 克則	医学書院	978-4260036740	2018
27	健康・スポーツ科学のための卒業論文/修士論文の書き方	出村 慎一 他	杏林書院	978-4764411623	2015
28	ロコモティブシンドロームのすべて(日本医師会生涯教育シリーズ)	中村 耕三他	診断と治療社	978-4787821942	2015
29	健康・老化・寿命一人ひとりのちの文化誌	黒木 登志夫	中央公論新社	978-4121018984	2007
30	基礎からわかる軽度認知障害(MCI): 効果的な認知症予防を目指して	島田 裕之	医学書院	978-4260020800	2015
31	シリーズ進化生物学の新潮流 老化という生存戦略 NBS	近藤 祥司	日本評論社	978-4535806542	2015
32	高次脳機能の神経科学とニューロリハビリテーション	森岡 周	協同医書出版社	978-4763910899	2020
33	運動学習の脳・神経科学—その基礎から臨床まで	大築 立志	市村出版	978-4902109535	2020
34	若返るクラゲ 老いないネズミ 老化する人間	ジョシュ・ミッテルドルフ他	集英社インターナショナル	978-4797673548	2018
35	生命科学の実験デザイン[第4版]	G・D・ラクストン	名古屋大学出版会	978-4815809508	2019
36	PT・OT・STのための認知行動療法ガイドブック—リハビリテーションの効果を高める	大嶋伸雄(著)	中央法規出版	978-4805852323	2015
37	認知神経リハビリテーション入門	カルロ ベルフェッティ(著)、小池美納(翻訳)	協同医書出版社	978-4763910783	2016
38	認知リハビリテーション VOL.25 NO.1 2020	認知リハビリテーション研究会	新興医学出版社	978-4880027937	2020
39	認知症の知的障害者への支援	木下 大成	ミネルヴァ書房	978-4623089857	2020
40	一般企業への重度精神障害者の就職をどう支援していくか	片山 優美子	ミネルヴァ書房	978-4623086627	2020
41	精神障害のある人への地域を基盤とした支援	平澤 恵美	ミネルヴァ書房	978-4623086054	2019
42	子ども虐待防止支援の実証分析	栗山 直子	ミネルヴァ書房	978-4623088508	2020

	書籍名	著者	出版社	ISBN	出版年
43	ソーシャルワークにおける「生活場モデル」の構築	空閑 浩人	ミネルヴァ書房	978-462307148	2014
44	地域を基盤としたソーシャルワークの展開	川島 ゆり子	ミネルヴァ書房	978-4623060801	2011
45	ソーシャルワークにおけるアドボカシー	小西 加保留	ミネルヴァ書房	978-462304973	2007
46	社会福祉学事典	日本社会福祉学会 事典編集委員会	丸善出版	978-4621088142	2014
47	家族	T. パーソンズ, R.F. ベールズ	黎明書房	978-4654016815	2001
48	いやされない傷	友田 明美	診断と治療社	978-4787819123	2011
49	子どものPTSD=診断と治療-	友田 明美, 杉山 登志郎, 谷池 雅子 (編集)	診断と治療社	978-4787821027	2014
50	SPSSによる分散分析と多重比較の手順 第5版	石村 貞夫 他	東京図書	978-4489022043	2015
51	超簡単!!研究倫理審査と申請 ~ 適正な臨床・疫学研究推進に向けて ~	飯島 久志 他	薬事日報社	978-4840814331	2018
52	医学・生命科学の研究倫理ハンドブック		東京大学出版会	978-4130624138	2015
53	老化生物学 老いと寿命のメカニズム	近藤祥司 (翻訳)	メディカルサイエンス	978-4895928274	2015
54	運動による脳の制御—認知症予防のための運動	島田 裕之	杏林書院	978-4764400719	2015
55	健康・スポーツ科学のための調査研究法	山下秋二他	杏林書院	978-4764411500	2014

洋書

計25冊

	書籍名	著者	出版社	ISBN	出版年
1	Cognitive Reserve: Theory and Applications (Studies on Neuropsychology, Neurology and Cognition)	Yaakov Stern (編集)	Psychology Press	978-1841694740	2007
2	Cognitive Changes and the Aging Brain	ケネス・M・ヒールマン, ステファニ・ナドー	Cambridge University Press	978-1108453608	2019
3	Aging Mechanisms: Longevity, Metabolism, and Brain Aging	Nozomu Mori (Editor), Inhee Mook-Jung (Editor)	Springer Japan	978-4431566885	2019
4	Molecular Mechanisms of Dementia: Biomarkers, Neurochemistry, and Therapy	Akhlaq Farooqui	Elsevier	978-0128163474	2013
5	The Biological Basis of Mental Health	William T. Blows (著)	Routledge	978-1138900615	2016
6	Sex Differences in Neurology and Psychiatry (Volume 175)	Rupert Lanzenberger, Georg S. Kranz, Ivanka Savic	Elsevier	978-0444641236	2020
7	The Paraneuron	Tsuneo Fujita (著)	Springer	978-4431680680	2013
8	Exercise for Frail Elders	Elizabeth Best-Martini and Kim A. Jones-DiGenova	Goodwill of the Heartland	978-1450416092	2014
9	A Comprehensive Guide to Rehabilitation 4TH	O'Hanlon, Shane	Elsevier	978-0702080166	2021
10	Geriatric Physical Therapy 4rd Edition	Andrew A. Guccione	elsever	978-0323609128	2019
11	Synapse Therapeutic Learning Theory Stress Cognition Chronic pain Neuromuscular rehabilitation: Applied Neuroscience Education Health Sport Everyday life Brain and spinal cord repotentialtion	Oscar Otero Victoria (著), Ingrid Johana Otero Muriel (著), Joan Sebastián Otero Muriel (著)	Independently published	979-8649776745	2020
12	Traumatic Brain Injury : A Clinician's Guide to Diagnosis, Management, and Rehabilitation 2ND HRD 135 p.	Tsao, Jack W. (EDT)	Springer	978-3030224356	2019
13	Cognitive Approaches in Neuropsychological Rehabilitation(Psychology Library Editions: Neuropsychology)	Seron, Xavier (EDT) / Deloche, Gerard (EDT)	Taylor & Francis	978-1138594999	2020
14	A Relational Approach to Rehabilitation : Thinking about Relationships after Brain Injury	Bowen, Ceri / Palmer, Siobhan / Yeates, Giles	Routledge	978-0367106621	2019
15	Neuropsychological Tools for Dementia: Differential Diagnosis and Treatment	Helmut Hildebrandt (Author)	Academic Press	978-0128210727	2020
16	Cognitive Rehabilitation of Memory: A Clinical-Neuropsychological Introduction	Helmut Hildebrandt	Academic Press	978-0128169810	2019
17	Neuropsychology for Occupational Therapists: Cognition in Occupational Performance, 4th Edition	June Grieve, Linda Gnanasekaran	Wiley-Blackwell	978-1405136990	2017
18	Cognitive Rehabilitation and Neuroimaging:Examining the Evidence from Brain to Behavior	John DeLuca (編集), Nancy D. Chiaravalloti (編集), Erica Weber (編集)	Springer	978-3030483814	2020
19	Practical Handbook of Synapsiterapeutics Learning Theory Stress Cognition Chronic Pain Neuromuscular Rehabilitation Repowering the Brain and Spinal Medulla: Applied Neuroscience in Education Health Sports Daily Life	Oscar Otero Victoria (著), Ingrid Johana Otero Muriel (著), Joan Sebastián Otero Muriel (著)	Independently published	979-8651919406	2020
20	Virtual Reality in Health and Rehabilitation	Christopher M. Hayre (編集), Dave J. Muller (編集), Marcia J. Scherer (編集)	CRC Press	978-1000319972	2021
21	Cognitive Stimulation Therapy for Dementia (Aging and Mental Health Research)	Lauren A. Yates (編集)	Routledge	978-0367362713	2019
22	Cognitive-Behavioral Therapy for Adult Asperger Syndrome (Guides to Individualized Evidence Based Treatment Series)	Valerie Gaus (著)	Guilford Pubn	978-1593854973	2007
23	Cognitive Neuroscience	Marie T. Banich (著), Rebecca J. Compton (著)	Cambridge University Press	978-1107158443	2018
24	Handbook on the neuropsychology of aging and dementia (Clinical Handbooks in Neuropsychology)	Lisa D. Ravdin (Editor), Heather L. Katzen (Editor)	Springer	978-1461491408	2019
25	Cognitive rehabilitation for pediatric neurological disorders	Gianna Locascio (Author)	Cambridge University Press	978-1316633113	2018

	タイトル	出版	ISSN
1	Journal of Bone and Joint Surgery 【OJ】	JBJS	0021-9355
2	Journal of Applied physiology 【OJ】	American Physiological Society (APS)	8750-7587
3	Ear and Hearing 【OJ】	LWW	0196-0202
4	Foot and Ankle International 【OJ】	Wiley-Blackwell	1071-1007
5	Journal of Prosthetics and Orthotics(JPO) 【OJ】	Springer	1534-6331
6	Neuropediatrics 【OJ】	Elsevier	0174-304X
7	Physical Therapy 【OJ】	AOTA	0915-5287

【参考】 契約中の電子ジャーナル

	タイトル	出版	ISSN
1	American Journal of Occupational Therapy	AMERICAN OCCUPATIONAL THERAPY	0272-9490
2	Australian Occupational Therapy Journal	Wiley-Blackwell on behalf of the Occupational Therapy Australia	1440-1630
3	Canadian Journal of Occupational Therapy	Sage Publications	1911-9828
4	American Journal of sports medicine	Sage Publications	1552-3365
5	Dysphagia	Springer Science+Business Media	1432-0460
6	Journal of Speech, Language, and Hearing Research	American Speech-Language-Hearing Association	1558-9102
7	メディカルオンライン	*	*

* 本学配信対象ジャーナル数：1,423誌

(学会誌 1,093誌、商業誌 330誌)

大学運営調整会議規程 (改正案)

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 23 年 12 月 5 日
大学規程第 12 号

(設置)

第 1 条 学校法人河崎学園理事会（以下「理事会」という。）と大阪河崎リハビリテーション大学（以下「大学」という。）との意思疎通を図るための合同会議として大学運営調整会議を置く。

(目的)

第 2 条 大学運営調整会議は、理事会と大学の調整機関として、大学の在り方、運営上の諸課題等について協議し、意思の疎通及び調整を図ることにより、双方のスムーズな意思決定と大学運営の効率化及び充実・発展に資することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 大学運営調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教学についての諸課題を、理事会と大学が共有できるように努め、教学に関し理事会への意見の具申を行う。
- (2) 大学の各種委員会における重要事項の協議結果について、教授会に向けての課題の整理等を行う。
- (3) その他大学の運営等に関する重要事項について協議を行う。

(構成員)

第 4 条 大学運営調整会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学校法人
 - ① 理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 総務部長
 - ④ 顧問
 - ⑤ 参与
- (2) 大学
 - ① 学長
 - ② 副学長
 - ③ 研究科長

- ④学部長
- ⑤学科長
- ⑥各専攻長
- ⑦学生部長
- ⑧図書館長
- ⑨認知予備力研究センター長
- ⑩教務委員会委員長
- ⑪事務局長
- ⑫事務局次長
- ⑬教務部長

2 大学運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議長)

第5条 大学運営調整会議は学長が招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第6条 大学運営調整会議は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(庶務)

第8条 大学運営調整会議の庶務は、事務局が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月5日から施行する。
- 2 この規程の施行により、大学運営調整会議実施要綱は廃止する。

附 則 (平成27年3月30日大学規程第44号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日大学規程第66号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月28日大学規程第8号)

この規程は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この規程は,令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

自己点検・評価委員会規程 (改正案)

(令和4年4月1日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 17 年 11 月 7 日

大学規程第 12 号

(設置)

第 1 条 本学に，大阪河崎リハビリテーション大学学則第 2 条及び大阪河崎リハビリテーション大学大学院学則第 2 条の規定に基づき，本学全体の教育研究水準の向上を図るため，大阪河崎リハビリテーション大学自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(範囲)

第 2 条 点検・評価の範囲は，本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織，施設・設備，運営の状況及び財政状況についての各分野とする。

2 点検・評価の項目等は，別に定める。

(評価委員会)

第 3 条 評価委員会は，点検・評価にかかる最高意思決定機関とし，その任務は次のとおりとする。

- (1) 点検・評価実施計画の策定（基本方針・点検項目等）
- (2) 点検・評価結果の検証及び活用
- (3) 点検・評価結果に係る報告書の作成及び公表
- (4) 認証評価制度に関すること
- (5) その他必要な事項

2 評価委員会は，その任務を遂行するに当たって，個人の権利と各専攻及び部局の自主性を尊重するものとする。

(構成)

第 4 条 評価委員会は，次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 学長
- (2) 副委員長 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 各専攻長

- (7) 自己点検・評価室長
- (8) IR 室長
- (9) 事務職員のうちから委員長が指名する者
- (10) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 5 条 前条第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の運営)

第 6 条 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の了承を得て、当該委員が所属する専攻又は部局から代理者を出席させることができる。

5 評価委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 緊急を要する事案又は会議において協議する必要があると認められる事案については、委員に持ち回り、議決することができる。

(自己点検・評価室)

第 7 条 評価委員会の下に点検・評価を具体的に実施する組織として自己点検・評価室（以下「評価室」という。）を設ける。

2 評価室に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第 8 条 自己点検・評価に関する事務所管は、庶務係とする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか評価委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日大学規程第 20 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 5 月 23 日大学規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 1 日大学規程第 15 号)

1 この規程は、平成 26 年 8 月 5 日から施行する。

2 この規程の制定前の IR 室の実施に関する行為は、この規定によって行ったものとみなす。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日大学規程第 67 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 28 日大学規程第 9 号)

この規程は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

自己点検・評価実施要領

(平成 30 年 4 月 1 日実施)

大阪河崎リハビリテーション大学

(目的)

第1条 この実施要領は、大阪河崎リハビリテーション大学自己点検・評価委員会規程第2条に定める任務の遂行と諸事項の協議決定及び実施に関する細目を定めるものである。

2 この実施要領にもとづく自己点検・評価活動は、全学的観点に立つて行うものであるが、本学内の個々の部署・機関と連携を保ち協力し合うことはもとより、各部署・機関の立場を尊重するように努める。

(自己点検・評価項目)

第2条 自己点検・評価活動の対象領域は、本学の教育研究に関する全学的問題であり、その分野を次のように区分する。

- (1) 使命・目的等
- (2) 学生
- (3) 教育課程
- (4) 教員・職員
- (5) 経営・管理と財務
- (6) 内部質保証
- (7) 社会貢献
- (8) 研究

(自己点検・評価結果への対応)

第3条 点検・評価は、担当分野ごとに、原則、毎年度の5月1日時点のデータを基に文書で自己点検・評価室長に報告しなければならない。

2 評価委員会は、これを受けて報告書を作成し、教授会及び理事会に提出する。

3 点検・評価の結果は、ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 各構成員及び各専攻、部局は、点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育・研究及びその管理運営の各分野において、それぞれの活動の水準向上と活性化に努めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 23 年 5 月 23 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 5 月 17 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

【資料 2 2】

大阪河崎リハビリテーション大学過去 3 年の FD・SD 研修会の内容

	2020 年度	2019 年度	2018 年度
4 月 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート変更案について ・Office365 を使用した遠隔授業の事例紹介 ・建学の精神と事業計画 ・新型コロナウイルス感染症予防対策における大学の対応について ・新任教職員紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業計画について ・新入の障がい学生への配慮について 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 事業計画について ・学生の厚生補導について ・新職員対象研修
6 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期授業スケジュールについて ・2020 年着任教員 自己紹介も含めた研究発表 (5 名) ・2019 年度後期授業評価アンケートについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度後期授業評価のフィードバック ・働き方改革関連合案の概要等説明 ・2019 年度の広報について 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年度後期授業評価のフィードバック ・2017 年度共同研究費等成果報告
8 月 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年着任教員 自己紹介も含めた研究発表 (1 名) ・2019 年度採択分学長裁量経費による研究発表 ・科学研究費補助金説明 ・研究倫理教育 ・コンプライアンス教育 ・遠隔授業・会議等操作説明入門編 	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の FD ・新任教員による研究発表 ・研究倫理教育 ・コンプライアンス教育 ・科学研究費助成事業説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理について ・コンプライアンス教育・研修 ・内部質保証と数学マネジメントについて：自己点検・評価と IR の現状とこれから ・大学の悩みをどう解決するか～大学の授業崩壊が広がるなかで～ ・科研費改革の概要等について ・2019 年度の科研費応募について

	2020 年度	2019 年度	2018 年度
10 月 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニングについて (Web 研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用した授業 ・高等教育の修学支援新制度 (在学予約採用) について ・ループリック評価について ・ICT を活用した授業 ・学内ネットワークの整備状況と利用について 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度前期学生による授業評価アンケート ・アクティブラーニング研修報告書 ・園芸療法学会について
12 月 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスについて (動画 Web 研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスについて ・2019年度前期 学生による授業評価アンケートについて ・大学の状況と対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスについて ・大学の悩みをどう解決するか II ・クリニカルクラークシップ①
2 月 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年度授業評価について ・2020 年度広報活動まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報関連 FD [(株) リクルートマーケティングパートナーズ] 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリニカルクラークシップ②

FD・SD 委員会規程

(改正案)

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 29 年 9 月 19 日

大学規程第 5 号

(設置)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の精神及び教育理念の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を積極的に推進するために、FD・SD 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学の教育・研究内容及び教育方法の向上及び教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための教職員の能力並びに資質向上のため、全学的な取組みを推進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は次の構成員で組織する。

(1) 学長が任命した者 5 名程度

(学部及び研究科の各専攻の教員 1 名以上を含む)

(2) 事務職員 若干名

2 事務職員は、学長、事務局長の協議に基づき、学長が指名する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の中から学長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故又は支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

6 委員長は重要な事項については教授会に提案し、了承を求めなければならない。

(協議事項)

第5条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) FD・SD研修の企画・実施
- (2) 学生による授業評価の結果分析及びフィードバックに関すること
- (3) FD・SD活動に関する情報の収集と提供に関すること
- (4) その他FD・SDの推進に関すること

2 前号第1号に規定するFD・SD研修の実施に当たり、委員は講師候補者推薦書(様式第1号)を委員長に提出することができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、庶務係が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会に諮り、学長が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成17年12月5日施行の「大阪河崎リハビリテーション大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日大学規程第31号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日大学規程第 15 号）
この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

講師候補者推薦書

ふりがな			年 齢	歳
候補者名				
現住所	〒 電話番号			
勤務先		役職		
勤務先所在地				
経歴等				
研修会 候補日	年 月 日 () : ~ :			
	年 月 日 () : ~ :			
	年 月 日 () : ~ :			
研修会 内容	タイトル 内 容			
推薦者	所 属		氏 名	